

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## (地域密着型通所介護)

これらの要件は、令和6年4月1日現在のものであり、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 1 加算

項目	必要書類
施設等の区分	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③誓約書（加算用）
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③計算シート（※） ④誓約書（加算用）
共生型サービスの提供（生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③誓約書（加算用）
(共生型サービス) 生活相談員配置等加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙21） ④資格者証(写)（未提出分）* 原本証明 ⑤誓約書（加算用）
時間延長サービス体制	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③運営規程 ④誓約書（加算用）
入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③運営規程 ④平面図・写真 ⑤誓約書（加算用）
中重度者ケア体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22） ④利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙22-2） ⑤資格者証(写)（看護職員未提出分）* 原本証明 ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑦誓約書（加算用）
重度者ケア体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ④誓約書（加算用）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し ④誓約書（加算用）

個別機能訓練加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③資格者証(写)（機能訓練指導員未提出分）* 原本証明 ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑤誓約書（加算用）
A D L維持等加算〔申出〕の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③誓約書（加算用）
認知症加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③認知症加算に係る届出書（別紙23） ④利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙23-2） ⑤認知症介護に係る専門的研修の修了を証する書類 * 原本証明 ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑦誓約書（加算用）
若年性認知症利用者受入加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③誓約書（加算用）
栄養アセスメント・栄養改善体制	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③資格者証(写)（管理栄養士未提出分）* 原本証明 ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ⑤誓約書（加算用）
口腔機能向上加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③資格者証(写)（言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員未提出分）* 原本証明 ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、算定日から4週間分・言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員分で作成） ⑤誓約書（加算用）
科学的介護推進体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③誓約書（加算用）
サービス提供体制強化加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ③サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3） ④人材要件を満たすことが分かる書類 ⑤誓約書(加算用)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ◆介護職員処遇改善加算届出書一式
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ◆介護職員等特定処遇改善加算届出書一式
介護職員等ベースアップ等支援加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78地域密着型通所介護） ◆介護職員等ベースアップ等支援加算届出書一式

※ 厚生労働省のホームページ「令和3年度介護報酬改定について」、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」にある「届出様式例・参考計算シート」を参照してください。

## 2 減算

項 目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78 地域密着型通所介護） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）、算定日から4週間分・従業者全員分で作成） ④誓約書（加算用）
高齢者虐待防止措置実施の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78 地域密着型通所介護） ③誓約書（加算用）
業務継続計画策定の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3 78 地域密着型通所介護） ③誓約書（加算用）

## 3 算定要件

基 準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号）

## ■割引率を設定する場合について

### ◆割引率の設定についての留意事項

- ・地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち割引率の設定可能なサービスは次の通りとなります。

夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・割引率の設定に関する届出は、毎月15日以前になされた場合には翌月から、毎月16日以降になされた場合には翌々月からの適用となります。割引率の設定を廃止する場合も同様です。

### ◆割引率の設定届出に関する提出書類一覧

項目	必要書類	届出方法	留意点
割引率の設定	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（各サービスに対応したもの） ③地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2） ④運営規程	来庁	

### （参考資料）

#### 1 割引率の設定方法について

- (1) 事業所ごと、介護サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率（〇〇％）を設定する場合。

##### 【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額（例）】

「厚生労働大臣が定める基準」で100単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合（その他地域「1単位＝10円」の場合）

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率（5%）を100単位から割引いた95単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額：(100単位×0.95)×10円/単位×0.9＝855円

利用者負担額：(100単位×0.95)×10円/単位－855円＝95円

- (2) 「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合。

##### 【具体的な設定方法と要件】

#### 1 設定方法

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定（午後2時から午後4時までなど）
- ロ 曜日による複数の割引率の設定（日曜日など）
- ハ 暦日による複数の割引率の設定（1月1日など）

#### 2 割引の実施にあたって満たす必要がある要件

- ① 当該割引が合理的であること。
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。
- ③ ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。

## 2 運営規程の記載例

運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となります。

### 【夜間対応型訪問介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成（例）】

【割引率5%の場合】

(利用料等)

第〇条 指定夜間対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割り引いた額によるものとし、当該指定夜間対応型訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割り引いた額とする。

### 【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成（例）】

(利用料等)

第〇条 指定夜間対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別添(※)のとおり割り引いた額によるものとし、当該指定夜間対応型訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割り引いた額とする。

※運営規程の別添として割引率の適用条件を定めた一覧表を別に作成し添付してください。

## 3 別紙5-2の記載例

<別紙> 地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

### 1 事業所（施設）名

事業所・施設名	
---------	--

### 2 割引率等

サービス種類	割引率	適用条件
〇〇〇〇 【サービス名を記入】	10%	(例) 毎日 午後2時から午後4時まで
	5%	(例) 日曜日、祝日
	%	